

<補足>近隣住民・周辺住民について

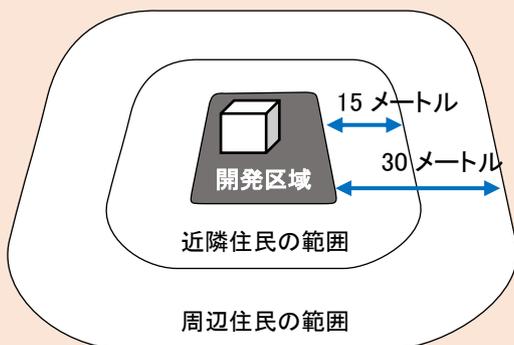
近隣住民 ⇒ 開発区域の境界線から 15メートル、20メートル若しくは30メートルの範囲又は建築物の高さのいずれか長い距離の範囲内に住所を有する者（事業を営む者、土地・建物を所有する者は周辺住民の扱いです。）

周辺住民 ⇒ 開発区域の境界線から 30メートル、40メートル若しくは50メートル又は建築物の高さの2倍のいずれか長い距離の範囲内に住所を有する者、事業を営む者、土地・建物所有者

※近隣住民の範囲に敷地の一部が含まれる場合で当該敷地内の建築物に住所を有する者は近隣住民の対象に、また、周辺住民の範囲に敷地の一部が含まれる場合で事業を営む者又は当該敷地に土地・建物を所有する者は周辺住民の対象になります。

開発区域の面積	近隣住民の範囲	周辺住民の範囲
1000平方メートル未満	開発区域の境界線から15メートル 又は 建築物の高さ のいずれか長い距離	開発区域の境界線から30メートル又は 建築物の高さの2倍 のいずれか長い距離
1000平方メートル以上 3000平方メートル未満	開発区域の境界線から20メートル 又は 建築物の高さ のいずれか長い距離	開発区域の境界線から40メートル又は 建築物の高さの2倍 のいずれか長い距離
3000平方メートル以上	開発区域の境界線から30メートル 又は 建築物の高さ のいずれか長い距離	開発区域の境界線から50メートル又は 建築物の高さの2倍 のいずれか長い距離

(例) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満の場合
(A)



(A) 又は (B) の
いずれか長い距離

(B)

